

平成31年第1回定例会（3月）一般質問

（6）行政報告への葬儀の掲載について

○ 議員 宮下 裕美子 それでは、最後の質問に移ります。長らく質問をしてきました。最後の質問になりますので、宜しくお願いします。6点目の質問については、一般質問というよりはむしろ質疑に近いような形で、行政報告に対する質疑というのが、今、月形町議会ではできていないので、この一般質問の中で取り上げました。まず、行政報告についてです。定例会毎に行政報告というものは行われるもので、前回の報告から3ヶ月間、町つまり行政がどんな仕事をしてきたのかを直接的には議会に、ひいては町民に報告するものです。月形町では長らく日程表的書式の書面報告と言う形態を取っていますけれども、一般的な自治体では首長が行政の経過や特に周知が必要となる事項について、口頭で説明する形が一般的です。他の自治体の議事録やホームページを見るとそのような形式のものが出てきますので、比較していただけたらと思います。要点をまとめますと、行政報告に書かれていることは、行政が業務として取り組んだ内容ということです。そのことを行政報告の共通認識として、まずは抑えていただきたいと思います。では、本題に入ります。今回、問題にしたのは、この行政報告に掲載された葬儀ということについてです。この葬儀が行政報告に掲載されるようになったのは、上坂町長が就任してからになります。この件についての経過を少しお話しします。今から1年3ヶ月前、平成29年12月の定例会を私は町民として傍聴していました。閲覧資料の中の行政報告を何気なく開いた時に、葬儀が掲載されていることに初めて気づきました。公文書に「〇月〇日葬儀(△△家)□□場所」という記載があったので、驚いたのです。いつから掲載されているのかちょっと心配になって議会事務局に保存されている過去の議会資料を閲覧して調べました。すると、平成29年6月定例会に提出された資料から掲載されるようになっていて、上坂町長の指示で行われたことが分かりました。行政報告への葬儀掲載に対して疑問を持った私はすぐに総務課に行って、今回と同様の問題点を指摘して改善を求めたわけですが、しかし、それから1年3ヶ月経っていますけれども、全く改善されないまま今日に至っているという状況です。私自身は、行政報告に葬儀を掲載する理由が全く分かりません。最初に確認しましたように、行政報告は行政の業務実施の経過を報告、公開ために

掲載するものです。町理事者がどんな行事をこなしたかの日記ではないということですが、私の理解が及ばずに葬儀が公務の一つとして捉えられるのだとしても、その標記の方法は個人情報やプライバシーに最大限配慮したものでなくてはならないと考えます。それは、行政報告が公文書として長期間保存されるものであり、議会に資料として取ってあって、それがいつでも閲覧できるように多くの人の目にいつでもさらされる可能性があるものだからです。以上が私の考えですけれども、過去に問題提起したにも係わらず今も掲載が続いているということは、町長としてのお考えがあってのことだと思います。以下4つの質問にお答えいただきたいと思います。(1)葬儀出席は公的な行政の仕事なのか。(2)葬儀は、「家」を単位とするものなのか。(3)個人情報やプライバシーの問題から町報への掲載にも確認が必要になっている状況で、公文書となる「行政報告」に掲載することに問題はないのか。(4)町のホームページ>ようこそ町長室へ<主な動きには葬儀以外が掲載されている。なぜ変えているのか。この4つについて、お答えいただけたらと思います。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 前置きで議員自ら一般質問としてなじまないというお話をされましたけれど、私も通告を受けてびっくりしました。(1)の質問ですが、町長が葬儀に参列することは、私が町長に就任する前から弔意を表すために町長が公務として町民を代表して参列していることは、月形に来てまだ17年ですけど「月形町はすごいな。」と就任前から感じておりました。そして、町長になって町民の弔意のために公務として出席して、月形の思いやり、優しさ、町の在り方に対して、町として町民に対して等しく弔意を表す、そして、遺族を慰めることについては、しっかり受け継いでいかなければならないと感じております。公務ですから行政報告の一つとして、町長として、この日にこのようなことをしたということについては問題がないと感じております。町長が議会に行政報告することですので、そのような形で取り組んで行きたいと思っております。(2)「家」については、個人的見解でありますし、「家」なのか、そうでないのかということについては、お答えをしないでお許しをいただきたいと思います。(3)個人情報についてお話をされていましたが、このことについてはIPにおくやみを載せるかどうか、それから葬儀についてはどのような葬儀になるのかということ

あらかじめ確認させていただいて、遺族の方々の意向も踏まえた上で、町として弔意をこのように表したいということを確認してこれまで進めてきているので、問題がないと思っています。(4)町のホームページについては、主な私の動きですから行政報告と必ずしも一致しなくても良いと判断しております。それ以上、このことについて、私の考え、私見については、控えたいと思います。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 まず、これを一般質問で取り上げることに対しては議会の意向であるということをご説明します。当初、私は、行政報告に対する質疑ということでやりたいということだったのですけれども、議長の指示で今回については一般質問で取り上げるようにということがありました。そういうことで、一般質問で取り上げるとなればそれなりにきちんと質問という形にせざるを得なかったということで、比較的仰々しいしいことにはなっていますけれども、ここに掲載されていることは行政がどうあるべきかという本質に繋がっていくことなので、きちんと答えていただければと思います。今まで櫻庭町長以前からも葬儀は公務として参列していたとおっしゃっていましたが、櫻庭町長時代はそういう掲載が一切なかったのに、あえて上坂町長は載せたということですから、そこには明確な意思があったと思われま。別に公務としてやっていたとしても載せなくても済んでいた過去にはそういうことがあったけれども、あえて載せているということに対して私はどういうことなのかということをお伺いしたかった。それと(2)

「家」を単位とするものなのか。というのは、掲載しているものが個人の名称とかではなくて△△家という形の中で、全ての案件がそういう形になっているわけです。本来、個人的人権の尊重の一つの中で、個人の尊重という意味から、葬儀は基本的には個人のものであると思いますけれども、そのことを「家」という単位で表していることに対して、私は非常に違和感があったわけです。あえて葬儀に出席したことを公務とするのであれば、そこまで△△家と書く必要はなかったのではないかと。ただ葬儀に出席したという報告だけでも十分で、あえてそれを△△家という形の中で書くということに対する感覚が、私としてはどうなんだろうということで、それが、以前にもそういう話をさせていただいていたけれども、変わらずにあるということは、やは

りそれを肯定するあるいはそこに明確な意思があったと私は判断したので、あえて聞かせていただきました。それに対して答えないということにはならない。公文書にそういう書き方をしているわけですから、じゃあ、それを取り止めることだって判断は町長がするしかないわけです。なので、それに対して答えないと言われてもしょうがないと思います。それから、(3)個人情報やプライバシーの問題で、掲載について確認されているとおっしゃっていますけれど、IP等に出ない方についても、ここの行政報告の中に載っている場合があります。先ほどから聞いていると、公務としてやっているという方向で言えば、載せたり載せなかったりするのはおかしいわけで、本来、公務であるというのであれば、全て公務として載せなければいけないし、プライバシーに配慮しているというのであれば、単なる葬儀という書き方で十分だったはずなのに、それを全ての人が同じ書式で葬儀(△△家)□□場所というような書き方をされているということは、きちんとそこまで遺族に確認をしているのか。実際に葬儀が終了して葬儀があったことが分からなかった人も掲載されていたことがあったので、それがちょっと疑問に思っているということです。(4)主な動きということで、全てを載せていないというのであれば、私はそこまでチェックはしていませんから、そういう方向でやっているならそれはそれで、そういうものかと思えますけれど、ここにあえて葬儀は一切載せないのであれば、どうして行政文書には載せたのかということが、また疑問に思う一つになるわけで、今の疑問点について、お答えいただけたらと思います。

○ 議長 堀 広一 1回目の質問と同じことの繰り返しなのかなと思うのですが。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 問題を指摘しているので、具体的なことについて答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 4問とも全てですか。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 はい。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 宮下議員のお考えは分かりました。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 私は、私の考えが分かったとかではなくて、(1)公的な行政の仕事なのかということについては、具体的に櫻庭町長時代は同じ公務であっても載せなかったけれども、あえて載せていることに対して何らかの判断があって載せているのだから、そこをお聞かせいただきたいとお話しましたし、△△家という表示についても具体的な説明をさせていただきました。プライバシーについても同じように、(1)の質問とは、聞いている具体性が違うので、その部分をお答えいただきたいと思っています。もし、お答えできないとしたら、今後、この表示については、取り止めるのか、これから先も同じように続けるのか、そのことだけはきちんとすべきではないか、だって、公文書に残るもので、私は、これは町民のプライバシーに関係することだと思うのですけれども、それが今こういう形の中で質問をした以上、きちんと皆さんの問題意識の中に植え付けられているのですから、それに対して答えていただく必要は出てきていると思いますので、お願いします。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 私は、あえてとかそういった思いで、このことを取り組んだわけではありませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。そして、葬儀の香典については、公費で出していますので、そういった意味でも公務であると認識しています。私は、私個人が亡くなった方を選んでこの人の所には行くとか行かないとかということはしていないということについては、これまで町長就任以来の私の行動を見て、多くの町民がそういった理解をしてくれていると理解しております。そういった意味で、以下のことについては、包括されるのではないかというふうにお答えしたいと思います。

○ 議長 堀 広一 今までどおり掲載するということですか。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 はい。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 今までどおり掲載されるのですか。私がこれを最初に見たときに私の感覚がおかしいのかと思ってちょっと驚いたことに対して色々な方のお話を伺ったときに、葬儀というのは、実際に公費でお金も出して町理事者のどなたかが出席していることは皆さん分かっている。町民も分かっている。あえてここに書かなくても町民の皆さんは十分理解していると思うのです。それが仕事、公務というくくり「仕事だから来た。」という形の中で葬儀ということを行政報告に書くということが、本来の弔意の表し方としてなじまないのではないかと私は強く思っているのと、先ほどから何回も言っていますが、プライバシーの問題と個人情報の問題で、行政報告は議会保管で議会事務局に行けば過去のそういう資料は町民誰でも閲覧できるようにになっている。それが議会に報告するということは町民にオープンにするということですから、そういう形になっているわけで、そういう物の中に掲載されることに対して非常に違和感を抱いたということで、それでも町長が掲載するということであれば、もう、何も言えないですけれども、本当にそれで良いのですかと私は言います。私は非常に違和感を感じているし、このことを一般的な町民の方は知る機会がなかなかないと思います。ここに傍聴に来る以外は行政報告を見る機会もないですが、ただ、公文書として未永く残る資料に葬儀(△△家)□□場所というのが、ずっと残っていくことに対して私は違和感もあるし、私がかもし葬儀としてそこに名前が残るようなことになるのであれば、その部分は抗議したいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長。

○ 町長 上坂 隆一 議場でこれ以上、宮下議員とこのことについて議論を交わすことについては、先ほど、私が多少違和感を持っていると言ったときに、これは議会の判断であるとおっしゃっていましたが、それはそういうことですが、あえて最後にしますけれど、宮下議員は情報公開や先ほどからあらゆる会議や行政の取り組んでいる姿をきめ細かく多くの町民に何でも公開してほしいと何度もおっしゃっている宮下議員が、葬儀については行政報告に載せる必要もないということにちょっと驚いています。これで

終わります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 私が最初にここを質疑したいと思った時には、それほど深く考えていなくて、本当に個人的な違和感だったのですけれども、調べれば調べるほど個人的人権の尊重とプライバシーにも係わる非常に重要なことであると認識するようになりました。それが最初に私が抱いた違和感だったと自分で理解できて、その上で、私が今まで様々な行政のことについて情報公開してほしいということと、今回の葬儀のことを行政報告に載せることの次元は全く違うことで、それを一緒にして考えているその町長の感覚に非常にがっかりしたということで、私が今まで行政上の様々な情報を公開してほしいというのは、町民一人ひとりの暮らしに直接、結果的に係わるようなことだからです。この葬儀のことに関して言えば、本当に故人の方とのプライバシーの問題であるということを充分ご自覚いただいた上で、これから続けるのであればそういうのが町長の姿勢なのだというふうに私は思いながら、今回の質問を終えさせていただきます。以上です。終わりにします。